

# 平成 30 年産「おいでまい」栽培実施要領

「おいでまい」委員会

## 1 目的

県オリジナル水稻品種「おいでまい」の普及と品質・食味を確保したブランド化を図るため、栽培実績や生育状況を把握し、今後の作付拡大地域の設定等の参考にするとともに、栽培の実施に必要な事項を定めるものとする。

## 2 栽培者が守るべき事項

- (1) 栽培については、「おいでまい」委員会や県、JAが開催する講習会、研修会、検討会にできるだけ参加して、指導を受けるものとする。
- (2) 田植えの時期は、「おいでまい」田植え適期マップで示された時期を目安とする(平坦部の田植えの時期は、6月 20 日以降とする)。
- (3) ライスグレーダーの篩目は、1.85mm 以上を使用する。
- (4) 「おいでまい」の種子、苗が余った場合は、適切に処分し、決して他者に譲渡しない。また、自家採種、有償、無償にかかわらず他者への種子譲渡は、行わない。
- (5) 収穫物は、品質・食味等の状況把握を行うため、農産物検査と食味計による食味分析を受け、その結果を「おいでまい」委員会に報告する(JA出荷者については、JAがまとめて報告する)。
- (6) 栽培履歴を記帳する。

## 3 その他

平成 30 年産「おいでまい」栽培者は、以下の事柄を了承の上、栽培を行うこととする。

- (1) 平成 30 年産「おいでまい」栽培者の「おいでまい」栽培に関する情報については、県やJAが栽培指導や栽培状況把握のために利用する。
- (2) 栽培ほ場には、周辺の他品種栽培者への周知のため、「おいでまい」栽培ほ場であることがわかるよう「おいでまい」委員会が製作する標示板を掲げる。
- (3) 平成 30 年産「おいでまい」栽培期間中には、「おいでまい」委員会や県、JA職員が栽培指導や生育状況把握のために、随時栽培者の了解を得ることなく、栽培ほ場内に立ち入ることがある。
- (4) 地域の土壌条件や気象条件等によっては、収量や品質、食味に当初想定した実績が現れないこともある。そのような場合を起因とした損失について、「おいでまい」委員会、県、JAは、損失補填等の対応は行わないこととする。

附則(制定 平成 29 年 9 月 20 日)

この要領は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。